

平成28年第2回（5月）

県央地域広域市町村圏組合議会臨時会

会 議 録

県央地域広域市町村圏組合

平成28年第2回（5月）県央地域広域市町村圏組合議会臨時会

1 場 所 諫早消防署 4階大会議室

2 会 期 平成28年5月26日（1日）

3 付議事件表

議案番号	件 名	議決月日	結 果
	会期決定の件	5月26日の1日と決定	
	会議録署名議員の指名について	5月26日	指 名 北島守幸君 伊川京子君
議 案 第 1 2 号	専決処分の承認を求めることについて （県央地域広域市町村圏組合職員の給 与に関する条例の一部を改正する条例）	5月26日	承 認
議 案 第 1 3 号	財産の取得について（災害対応特殊救急自動 車及び高規格救急自動車の購入）	5月26日	原 案 可 決
議 案 第 1 4 号	財産の取得について（消防ポンプ自動車の購 入）	5月26日	原 案 可 決

○ 出席議員（14名）

1番 北 坂 秋 男 君
2番 千 住 良 治 君
3番 相 浦 喜代子 君
4番 田 川 伸 隆 君
5番 西 口 雪 夫 君
6番 土 井 信 幸 君
7番 北 島 守 幸 君
8番 伊 川 京 子 君
9番 村 上 信 行 君
10番 朝 長 英 美 君
11番 北 村 貴 寿 君
12番 前 川 治 君
14番 村 上 秀 明 君
15番 山 口 隆一郎 君

○ 欠席議員（1名）

13番 大久保 正 美 君

○ 説明のため出席したもの

管 理 者	宮本 明雄 君	副管理者	園田 裕史 君
副管理者	金澤秀三郎 君	監査委員	佐藤 忠道 君
事務局長	土橋 伸秀 君	消 防 長	川原 敦 君
次長兼諫早消防署長	城下 和美 君		
総務課長	森崎 泰博 君		
消防総務課長	牟田 一幸 君		
大村署長	福島 錦哉 君		
小浜署長	富岡 正英 君		
事業課長	川上謙次郎 君		

○ 議会関係出席者

書 記 長 森崎 泰博 君
書 記 江頭 英敏 君

午後 2 時開会

○議長（山口隆一郎君）

皆さんこんにちは、ただいまから、平成 28 年第 2 回県央地域広域市町村圏組合議会臨時会を開会いたします。

今期臨時会に、説明員の出席を求めましたので、御報告いたします。

これより議事に入ります。

議事日程につきましては、お手元に配布しております日程表により取り計らいたいと思いますので、御了承ください。

○議長（山口隆一郎君）

日程第 1 「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期を本日 1 日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

御異議ありませんので、会期は本日 1 日と決定いたしました。

次に、日程第 2、「会議録署名議員の指名」を行います。今期臨時会の会議録署名議員に、7 番北島守幸議員、8 番伊川京子議員、以上 2 名を指名いたします。

次に、日程第 3、議案第 12 号「専決処分の承認を求めることについて（県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（土橋伸秀君）

議案第 12 号 「専決処分の承認を求めることについて（県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」について御説明いたします。

本案は、平成 27 年度人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に関する構成市の取扱い及び平成 28 年 4 月 1 日施行の地方公務員法の一部改正に伴う構成市の取扱いに準じた条例の一部改正でございまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により 3 月 23 日に専決処分させていただきました条例につきまし

て、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

1ページをご覧下さい。

組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分書でございます。

第1条は平成27年度の給与改定に関するものでございます。

次の2ページから6ページまでが別表第1、行政職の給料表でございます。

7ページから10ページまでが別表第2、消防職の給料表でございます。

11ページ、12ページが第2条でございまして、平成28年度からの給与改定に関するもの、地方公務員法の一部改正に伴うものでございます。

赤い付箋をしております資料1/3をご覧いただきたいと思っております。

こちらは第1条に関する新旧対照表でございます。

同様に資料2/3でございます。第2条に関する新旧対照表となっております。

同様に資料3/3をご覧下さい。

この資料3/3に沿って、主な改正内容についてご説明をいたします。

最初に、平成27年度給与改定について、でございます。

改正の内容につきまして御説明申し上げます。

1点目は、給料表を平均0.4%引き上げたものでございます。

特に世代間の給与配分の観点から初任給を含む若年層に重点を置いた引き上げとなっております。平成27年4月1日に遡及して適用したものでございます。

次に2点目でございます。勤勉手当の支給割合を0.10月分引き上げたものでございます。

表にありますように、平成27年度は12月支給期に適用し、28年度以降は6月と12月にそれぞれ均等に配分するものでございます。

平成27年度給与改定における影響額は、行政職で約181千円、消防職で約14,646千円でございます。

その下の2に入ります。次に、平成28年4月1日施行の地方公務員法の一部改正に伴う改正でございます。

まず1点目でございます。これまで規則で定めていた級別標準職給料表を、等級別基準職務表として条例で定めたものでございます。

2点目は、これまでの「勤務成績の評定」にかわり人事評価の結果を勤勉手当に反映できるよう所要の改正を行ったものでございます。

以上で議案第12号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山口隆一郎君）

これより質疑に入ります。

○土井信幸君

資料2／3 勤勉手当のところでは。

今回人事評価の結果がこれに反映されるということでございますけれども、人事評価ですね、私も経験がありますが、人の評価をするのは非常に厳しいということでございますけれども、何か基準というのがあるのかどうか、どういうことを基準に評価されるのかお尋ねいたします。

○事務局長（土橋伸秀君）

まず、構成市の基準を参考にいたします。それから消防職につきましては総務省消防庁からきています通知を参考にいたしまして決めるようにしております。

○土井信幸君

その評価をするのは一人ではないと思うのですが、何人ぐらいで評価されるのですか。

○事務局長（土橋伸秀君）

各職級に応じて上位の職級にある者が評価をするようになっております。

例えば課長補佐であれば課長等が評価をします。課長であれば署長等が評価をするというふうに、職級の上位の者が評価をするようになっております。

○議長（山口隆一郎君）

ほかにございせんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

ほかになければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければこれをもって討論を終結し、採決いたします。

○議長（山口隆一郎君）

議案第12号「専決処分の承認を求めることについて（県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

御異議ありませんので、議案第12号は、原案どおり承認されました。

次に、日程第4、議案第13号「財産の取得について（災害対応特殊救急自動車及び高規格救急自動車の購入）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（土橋伸秀君）

議案第13号「財産の取得について（災害対応特殊救急自動車及び高規格救急自動車の購入）」について、御説明いたします。

本件は、大村消防署及び大村消防署宮小路分署の高規格救急車の老朽化に伴う更新で、「県央地域広域市町村圏組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

入札の結果につきましては、お手元に配布させていただいております議案第13号資料1/4ページの結果表に記載のとおりでございます。

取得価格は、66,528,000円、契約の相手方は、長崎市五島町4番19号 西九州トヨタ自動車株式会社長崎支店支店長 元山繁でございます。

物品売買仮契約書につきましては、同資料の2/4ページのとおりでございます。

取得いたします災害対応特殊救急自動車及び高規格救急自動車は、同資料の3/4及び4/4ページにございます写真と同型の車両でございます。

3/4の方は外形ですね、4/4は積載します資機材の説明をした写真となっております。

災害対応特殊救急自動車と高規格救急自動車の違いでございますが、先程消防長から説明がありました、緊急消防援助隊への登録車両であるか否かの差でございます。本体その物、装備品全て同じでございます。

災害対応特殊救急自動車は、大規模災害が発生した際に、広域連携の一環である緊急消防援助隊として出動要請があった折に対応するための車両で、その整備については国庫補助の対象となっております。

車両の配備につきましては、災害対応特殊救急自動車が大村消防署、また高

規格救急自動車が宮小路分署となっております。

以上で議案第13号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山口隆一郎君）

これより質疑に入ります。

○北村貴寿君

前にも説明を受けたと思うのですが、長年の稼働ということで、何年で更新したのかということが一点と、災害対応特殊救急自動車と高規格救急自動車のご説明をいただきましたけれども、更新する元の車と同じなのか、それとももっと新しいことができるようになったのかというような違いと、あとは辞退の理由について、もしわかっていれば、3点お願いします。

○事務局長（土橋伸秀君）

始めに辞退の理由ですけれども、日産自動車から辞退の届けが出ております。履行期限内に納品することができないとの理由により辞退しております。

それから装備品についてでございますけれども、装備品は基本的には同じでございます。ただし、積載物品で、積み換えが可能な部分、前の分が使える部分については省いて仕様書を作成しております。

今回は、8年での更新で、更新基準につきましては8年又は15万キロ以上ということにしております。

○北村貴寿君

前の救急車と変わらないということですね。

○事務局長（土橋伸秀君）

基本的には前の車と変わらないということです。

○土井信幸君

辞退の理由が、納品が間に合わないということですね。それでこの車両を作っている会社というのは、多分2社だったと思うのですが、その辺どうなのですか。

○事務局長（土橋伸秀君）

この高規格救急自動車を生産し、救急医療用資機材を含めて取り扱っている

日本のメーカーが現在トヨタ自動車と日産自動車の2社でございます。

シャーシーを作っている会社はあと1社札幌市に札幌ボデー工業（株）という会社がございますけれども、救急医療用資機材を取り扱っているということになると、この2社ということになります。

この救急医療用資機材の販売許可ですけれども、県知事の高度管理医療機器等販売業の許可が必要でございます、長崎県においてはトヨタ自動車と日産自動車の2社ということでございます。

それから消防の車両は、特殊車両でございます、生産台数が少ないということと、あわせて価格の7割程度が救急車両としての艤装の部分でありますとか救急医療用資機材、この部分でございます、手作業による物がほとんどでございますので、採算がとりにくいというものもあるのではないかと考えております。

○土井信幸君

今の説明では何年か前の説明と同じなのですが、26年に辞退した会社がございます、この時には排ガス規制がクリアできなかったという議事録が残っております、去年は直前に辞退されたということでございますけれども、ずっと今までの例を見ますと、うちの採用の車種はほとんどトヨタなんですね。日産とトヨタでそういう話し合いができていないかと私も不信感を持っているのですがその辺はいかがですか。

○事務局長（土橋伸秀君）

全国で見ますと、シェアとしては、聞いているところではトヨタ自動車が8割程度のシェアを持っているということですね。日産自動車の方は1割程度だと聞いております。

先程車両の台数が少ないと申しましたが、総務省消防庁の資料がございまして平成27年4月1日現在の全国の救急自動車の保有台数が6,184台ということでございます。救急自動車の更新年数が大体6年から10年ぐらいでございますので、それから考えますと年間600台から1,000台あたりが生産台数かなというふうに考えております。

○議長（山口隆一郎君）

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

ほかになれば、これをもって議案に対する質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって、討論を終結し、採決します。

議案第13号「財産の取得について（災害対応特殊救急自動車及び高規格救急自動車）の購入」については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

御異議ありませんので、議案第13号は、原案どおり可決されました。

次に、日程第5、議案第14号「財産の取得について（消防ポンプ自動車の購入）」についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（土橋伸秀君）

議案第14号「財産の取得について（消防ポンプ自動車の購入）」について御説明いたします。

本件は、諫早消防署及び大村消防署宮小路分署の消防ポンプ自動車の老朽化に伴う更新で、「県央地域広域市町村圏組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

入札の結果につきましては、お手元に配布させていただいております議案第14号資料1／3ページの入札結果表に記載のとおりでございます。

取得価格は、66,960,000円、契約の相手方は、長崎市竹の久保町11番3号 ヤナセ産業株式会社代表取締役 梁瀬正輝でございます。

物品売買仮契約書につきましては、同資料の2／3ページのとおりでございます。

取得いたします消防ポンプ自動車は、同資料の3／3ページにございます写真と同型の車両でございます。

以上で議案第14号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山口隆一郎君）

これより質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって議案に対する質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって、討論を終結し、採決します。

議案第14号「財産の取得について（消防ポンプ自動車の購入）」については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

御異議ありませんので、議案第14号は、原案どおり可決されました。

以上をもちまして、今期臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

今期臨時会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

御異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

これ을もちまして、平成28年第2回県央地域広域市町村圏組合議会臨時会を閉会いたします。

午後2時25分閉会

以上、会議録を調製し署名する。

県央地域広域市町村圏組合議会

議

長

山口隆一郎

会議録署名議員

北島守幸

会議録署名議員

伊川京子